

# 建築行政のデジタル化対応について

---

## 住宅・建築行政を取り巻く状況変化

人口減少・  
世帯減少

気候変動問題  
(2050年カーボンニュートラル、  
脱炭素社会の実現)

多様な/新しい住まい方・  
柔軟な働き方  
(テレワーク、二地域居住 等)

新技術の活用  
DXの進展

## 改正法の円滑施行

- 令和7(2025)年4月 全面施行予定  
⇒円滑施行連絡会議 (R4.11設置)  
⇒政令、申請・審査マニュアル (R5)

### ■ 審査体制の充実

建築主事試験の見直し、オンライン申請、リモート検査

### ■ 施主・設計者・施工者に対する周知・技術力向上

事務所DM、確認窓口・業界団体等を通じた周知徹底

### ■ 設計者等に対するサポート体制

地域ネットワークを活用したサポート体制

## 建築行政におけるデジタル化

- 令和7(2025)年度を中心に順次開始

建築確認申請等の  
オンライン申請システム

完了検査等の  
リモート化

インターネット閲覧  
(名簿、登録簿、書面掲示 等)

定期報告の  
デジタル化

建築BIMを活用した建築確認

建築BIMを活用した設計・施工・維持管理

## 今後に向けて

- 人口減少・担い手減少の時代においても、カーボンニュートラル等の**国民・社会からの期待に応えられる建築行政・建築産業**であり続けるために、**デジタル化への積極的な対応**が必要。

## 省エネ

フラット35 省エネ義務化	住宅ローン減税 省エネ義務化 (2024.1.1確認以降)	<b>全ての住宅・建築物 省エネ義務化</b>	【新築】 ZEH・ZEB水準の 省エネ性能の確保	【ストック平均】 ZEH・ZEB水準の 省エネ性能の確保
------------------	-------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	------------------------------------

## 確認・検査

	2級建築主事（仮）	<b>改正法円滑施行</b>		
--	-----------	----------------	--	--

## 手続の オンライン化

事務所登録 オンラインシステム (試行)	完了・中間検査 リモート検査が「オンライン」	<b>建築確認申請 オンライン利用率50%</b>		
	士名簿・事務所登録簿 ネット閲覧 (制度整備)	<b>建築確認電子申請 受付システム</b>		

## 建築BIM

建築BIM 工程表		<b>BIM図面審査</b>		BIMデータ審査
--------------	--	----------------	--	----------



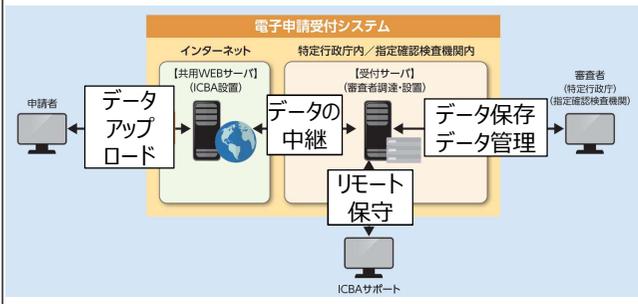
国民・社会からの期待に  
応えられる建築行政・建築産業

# 住宅・建築分野のDXの一体的な推進

建築生産（設計、施工、維持管理）に関する業務の『生産性の向上』を図るため、建築確認、中間・完了検査、定期報告等の建築行政手続きのDX、設計・施工・維持管理間で横断的に活用される建築BIMの社会実装の加速化、AI等の活用により生産性の向上等に取り組む民間事業者への支援を通じて、建築分野のDXを一体的に推進することが必要。

建築行政手続のDX

## 建築確認



- ・ 確認申請のオンライン化により、特定行政庁や指定確認検査機関で実施している建築確認の業務を効率化。
- ・ 建築BIMによる建築確認の実現を目指した環境整備等を進める。

## 中間検査・完了検査

検査対象建築物の状態、計測・作動確認の状況を映像で検査員に送信

補助者 現場担当者

現場にいる補助者から送信されてくる映像を事務所で確認

## 定期報告

<検査方法のDXの例>

無人航空機による赤外線調査

タイル面の温度差を赤外線装置で測定し、浮き部分を検出

検査方法のDXや報告システムのオンライン化

建築生産のDX

## 建築BIMの社会実装の加速化

設計・施工・維持管理間におけるデータ連携の環境整備

BIMマネージャー ■ 建設会社 ■ 設計事務所

中小事業者への普及支援

## 中小工務店の労働環境向上

<マッチングアプリで人材確保>

業務に適した人材を検索し、メッセージ機能で仕事内容や条件をすり合わせて人材を確保。

<顔認証アプリで入退場記録>

顔認証+GPS情報を用いたアプリを活用し、住宅建設現場への入退場を記録。

労務管理、施工管理等のデジタル化を重点支援

## IoT技術を活用した住宅整備

<健康管理と空調管理の支援>

制御アイテム

ゲートウェイ

センサ

操作機器

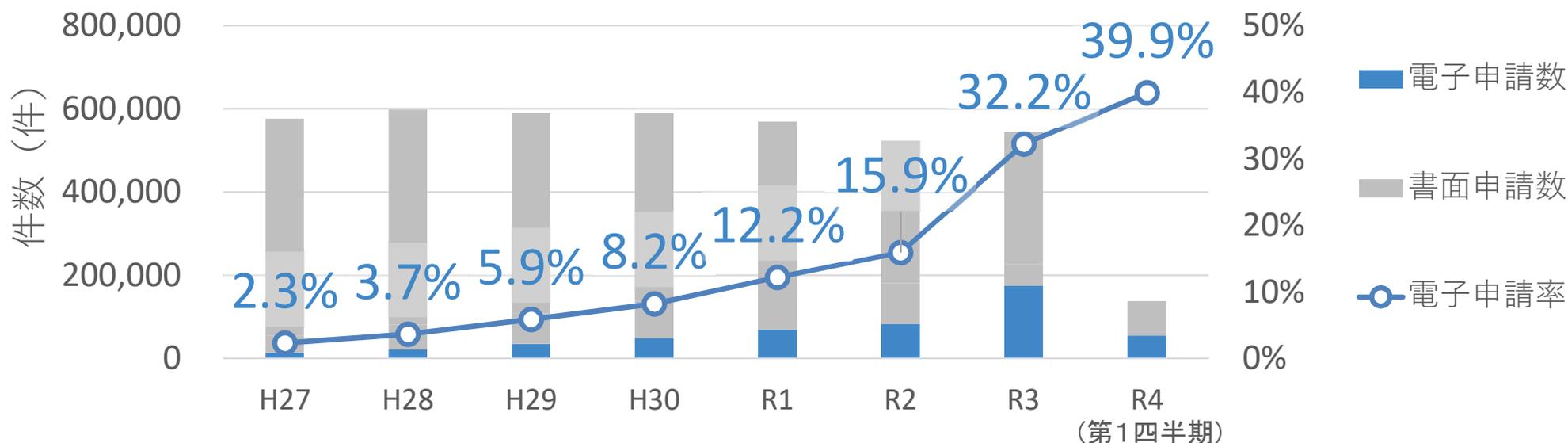
温湿度センサと空調機器・窓・換気装置を連携

「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」のデジタルガバメント分野「(3)新たな取組」に記載の「7.個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」を踏まえ、建築確認等の手続きについて、オンライン利用率目標等を定める基本計画等を令和2年12月に策定・公表、令和3年3月、9月に見直しを行った。

## 「建築確認等」に関する基本計画(R3.9改訂) 対象手続とオンライン利用率目標

手続名	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率目標	取組期間 (達成期限)
1. 建築確認	569,269件	12%	50%	令和7年度末
2. 建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1,075,230件	0%	40%	令和7年度末
3. 構造方法等の認定	3,452件	38%	80%	令和4年度末

### 1. 建築確認申請の電子化率の推移

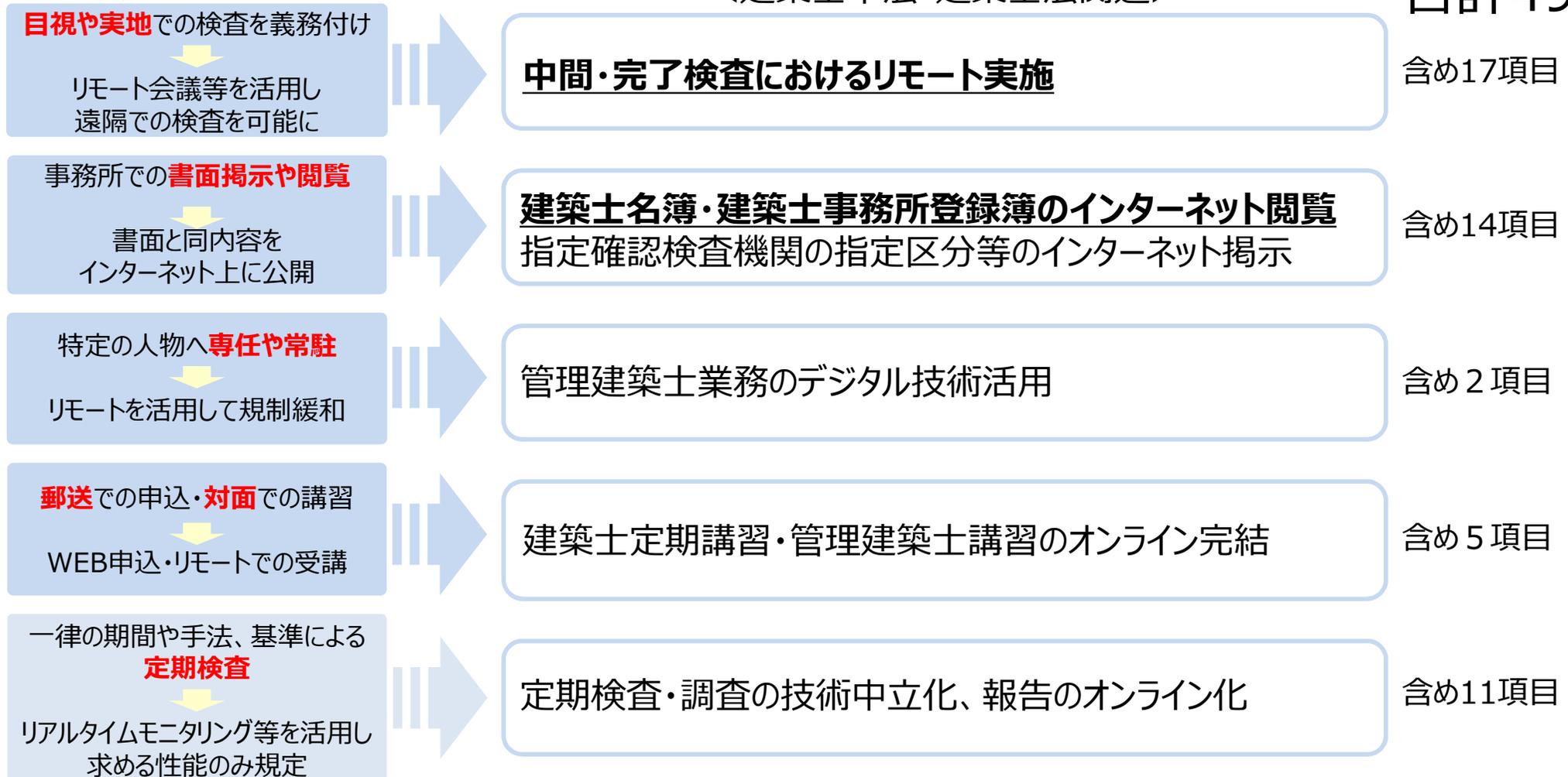


# デジタル庁「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえた対応

- 2022年7月～2025年6月の3年※を集中改革期間と設定し、当該原則に沿って、我が国のデジタル改革、規制改革、行政改革を一気に見直す「一括見直しプラン」を令和4年6月に策定。  
 ※ 河野大臣の発言を受け2022年7月～2024年6月の**2年に短縮**
- 当該プランに基づき、個別のアナログ規制に係る見直し内容・時期を示す「**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表**」を令和4年12月に決定（第6回デジタル臨時行政調査会）。

## ＜建築基準法・建築士法関連＞

合計49項目



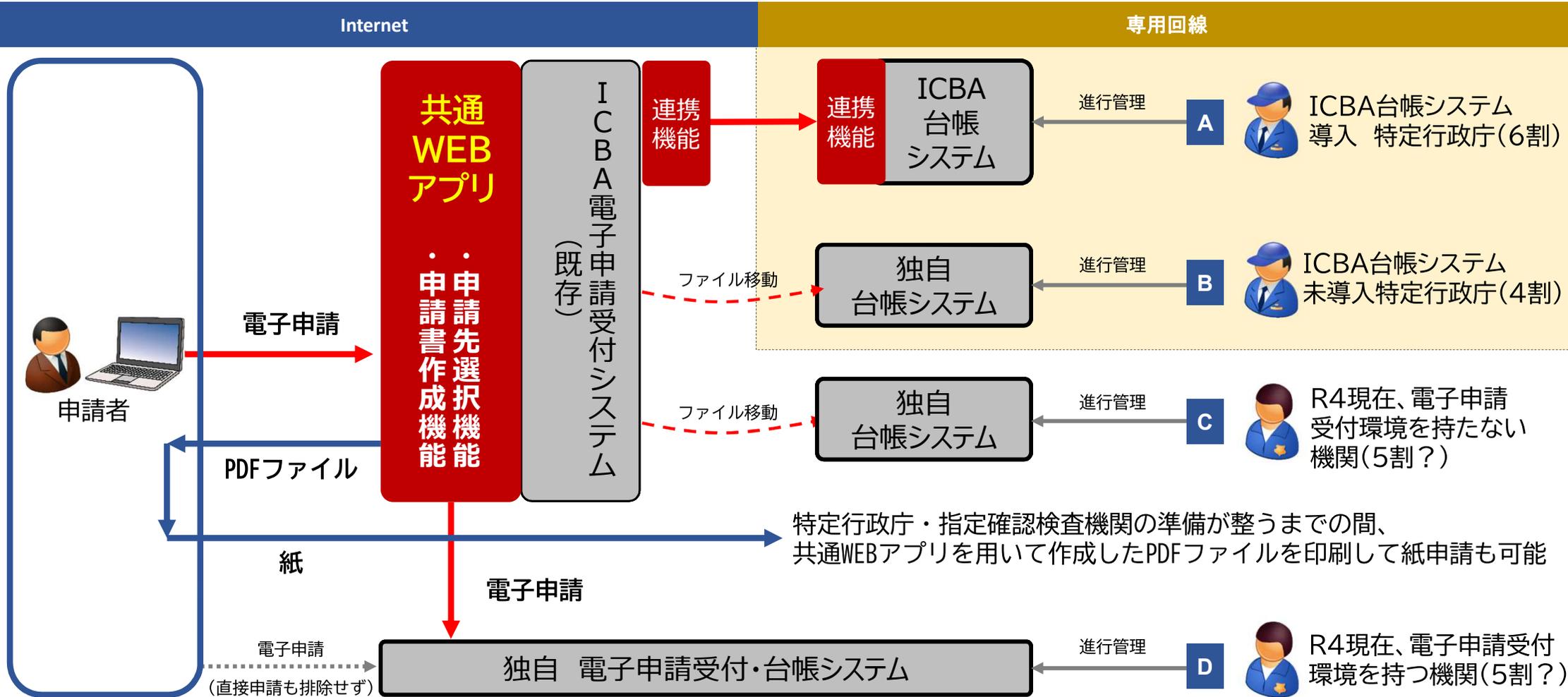
# 建築確認申請のオンライン化

---

# 建築確認申請等のオンライン申請受付システムのイメージ

- **申請書作成機能**をもつ**共通WEBアプリ**を用意し、全ての特定行政庁・指定確認検査機関の共通アプリケーションとすることで、**申請者の利便性を向上させ、申請者が電子申請を選択する環境を整備**。
- 特定行政庁及び指定確認検査機関が、個別にサーバを用意せずに、**利用料のみ**で利用可能。

凡例  既存部分  追加開発部分

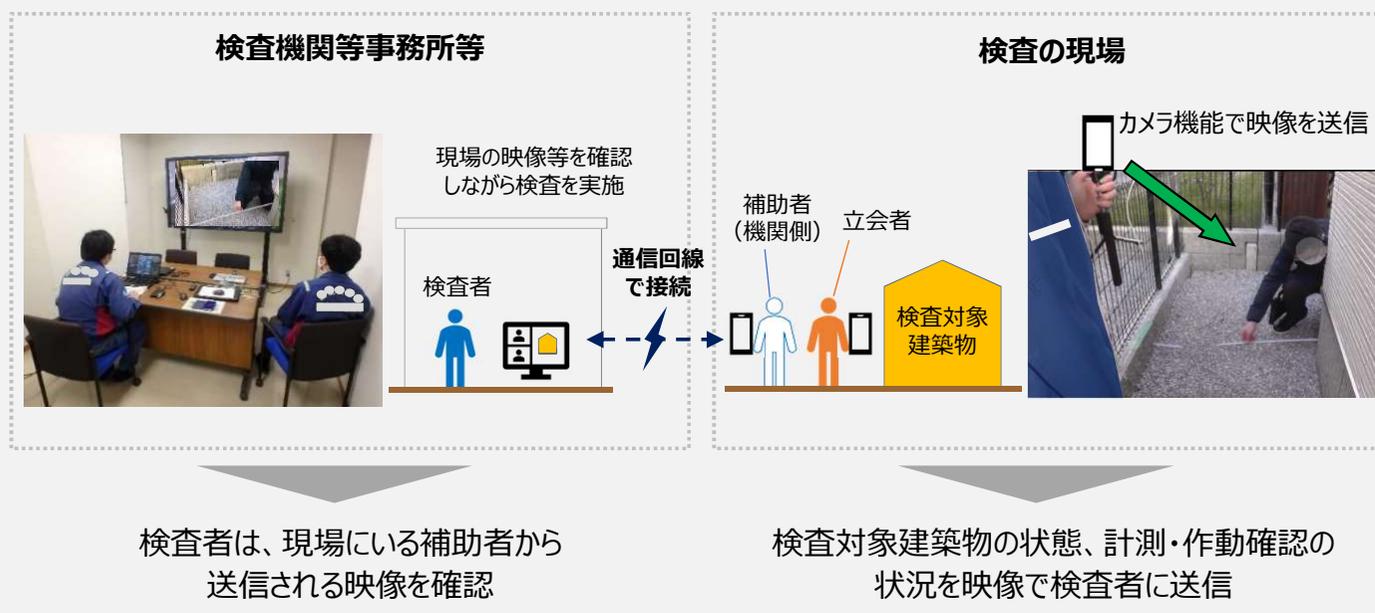


# 完了検査等のリモート実施

---

- 生産年齢人口が減少する中で建築物の安全性を担保するため、デジタル技術も活用しつつ、持続可能な審査・検査体制の確保が求められる。
- 建築基準法に基づく中間・完了検査について、確認検査員等がリモートで検査を行うことにより、移動時間の削減や一日当たりの検査箇所数の増等が可能となり、生産性向上や働き方改革に資すると期待される。
- 建築基準法上リモート検査は可能であるが、実施にあたっての基本的な考え方を指針として公表することで、実施に向けた環境整備を行う。
- なお、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月 デジタル臨時行政調査会）において、令和6年6月までに中間・完了検査の遠隔実施を可能とする旨の通知等の発出を行うこととされている。

## <中間・完了検査のリモート実施のイメージ>



## <リモート検査のメリット>

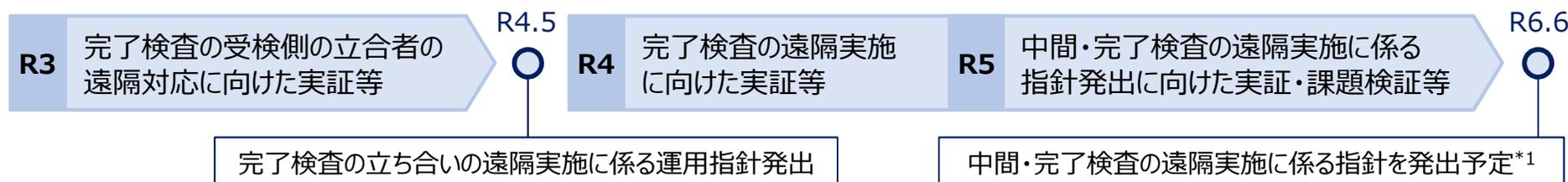
- ・移動時間の削減
- ・1日当たりの検査箇所数の増



- ・在宅での検査も可能に



## 検討スケジュール



\*1：デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会）にて、令和6年6月までの発出が求められている。

# 定期報告制度のデジタル化

---

# 定期報告制度のデジタル化促進の背景

## ○規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

各府省は、事業者から要望の強いものなど優先度の高い手続について、それぞれの手続の実情を踏まえ、**オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し**、可及的速やかに取組を行うべきである。

### ↳ オンライン利用率引き上げの基本計画（令和2年12月4日国土交通省策定、令和3年9月1日改訂）

手続名	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率目標	取組期間 (達成期限)
2. 建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1,075,230件	0%	40%	令和7年度末

※ 定期報告のオンライン利用を促進するための取り急ぎの対策として、令和3年3月に、電子メールによる定期報告を行う場合の留意事項を技術的助言として通知

## ○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

⑯ 規制所管府省は、令和3年6月の規制改革実施計画に列記された手続を始めとした**以下の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う**。その際には、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応の実現に向けて、**手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする**。（可能なものから順次措置）

・建築基準法に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告

⑰ 各府省は、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始している**以下の93事業**（年間手続件数が10万件以上の行政手続：245種類を含む）**について、デジタル原則や会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る**。（引き続き措置）

・建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化

## 令和2年度

- ・省令改正により定期検査報告書においても押印が不要化され、オンラインでの報告が可能となった。
- ・メールや電子書面送付システムによる定期報告を試行し、その課題と対応を検討

➡ **「簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項」** をとりまとめ、令和3年3月30日に各都道府県建築主務部長に対して、技術的助言として通知。

### ○電子メールによる定期報告の留意事項の概要

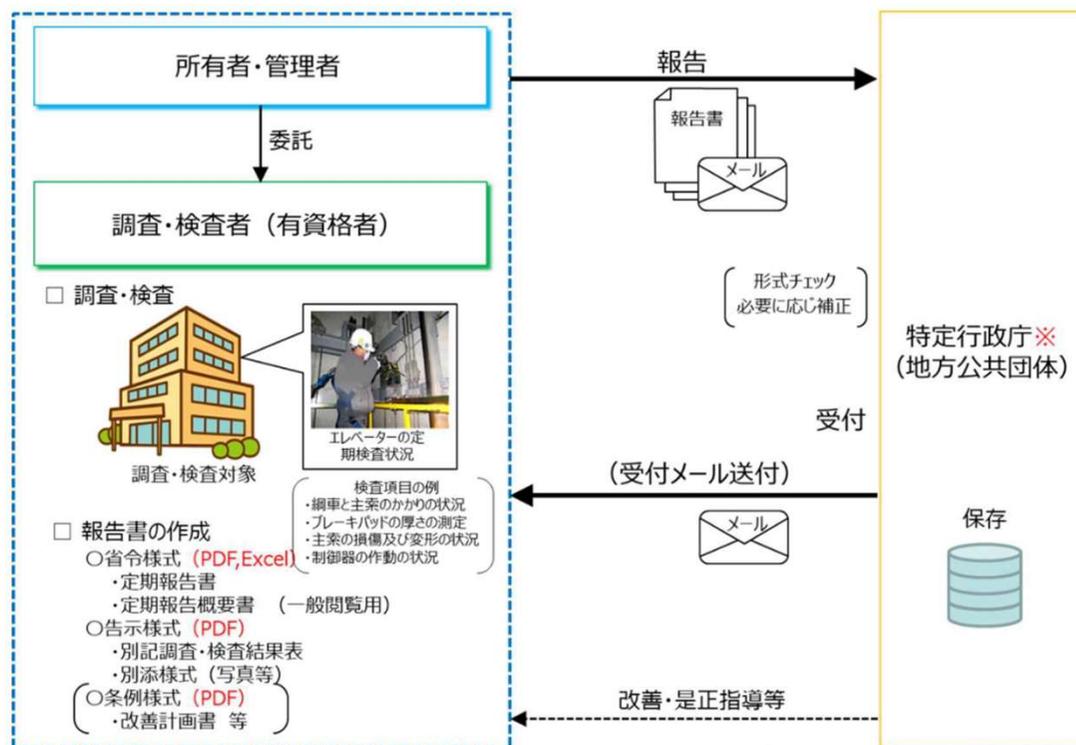
#### (1) 受付体制の整備

- ① 電子メールの容量設定
- ② 電子メールアドレスの設定
- ③ 審査に必要なデバイスの設置等
- ④ 保存用のサーバー
- ⑤ セキュリティ対策
- ⑥ ホームページによる周知

#### (2) 報告者等と特定行政庁とのやりとり

- ① 報告者等の事前登録と確認
- ② 本人確認等
- ③ 報告書の補正、受付

#### (3) 保存、定期報告台帳への記録



## 令和3年度以降

- ・令和2年度の試行の結果および、簡易なオンライン化手法の活用状況等をふまえ、定期報告の提出・受理をより円滑に行うためのオンライン化手法を検討

## 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン 4-2 定期検査の結果の報告

### オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

中間KPI【目標・達成期限】令和5年度中に、オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合を20%とする。

○令和5年1月に実施した、全特定行政庁を対象とするオンライン化状況等に関する調査の結果は以下のとおり。

表 全特定行政庁(307行政庁)に行ったオンライン化状況調査の結果(令和4年12月時点暫定値)

報告対象	オンライン手法	導入済み特定行政庁数	
		令和4年12月時点	(参考)令和3年12月時点
特定建築物	メール	32(10%)	17(6%)
	システム	10(3%)	5(2%)
	オンライン報告可能	<b>42(14%)</b>	<b>22(7%)</b>
防火設備	メール	32(10%)	17(6%)
	システム	9(3%)	4(1%)
	オンライン報告可能	<b>41(13%)</b>	<b>21(7%)</b>
建築設備	メール	28(12%)	14(6%)
	システム	6(3%)	3(1%)
	オンライン報告可能	<b>34(14%)</b>	<b>17(7%)</b>
昇降機	メール	18(6%)	13(4%)
	システム	3(1%)	2(1%)
	オンライン報告可能	<b>20(7%)</b>	<b>15(5%)</b>

n=307(建築設備は70行政庁が報告対象としていないため237)

# 定期報告制度のデジタル化促進事業(継続)

- 建築基準法に基づく定期報告制度等について、定期報告制度等の効率的・効果的なデジタル化を図るため、各特定行政庁等が使用するシステムの統一的な共通仕様書案の検討・作成を支援し、各特定行政庁等や民間企業による共通した仕様のシステム整備を促進する。
- あわせて、建築物の適切な維持管理の促進を図るため、報告内容の充実化等を通じた報告結果の高度利用案の検討・作成を支援する。

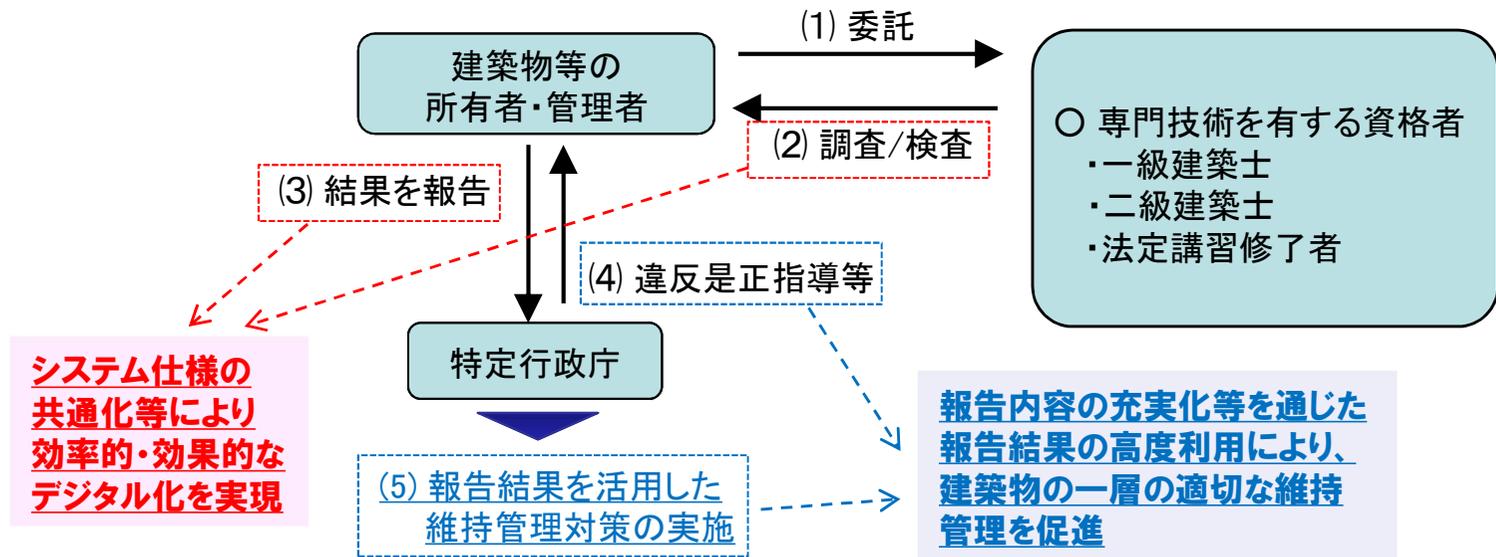
## <定期報告制度の概要とデジタル化・高度化検討方針>

### 【報告対象の建築物等】

国又は特定行政庁が指定する

- ①建築物
- ②建築設備
- ③防火設備
- ④昇降機等

### 【報告手続きの流れ】



※令和元年度の全国の報告総数：約123万件/年  
 ※令和元年度のオンライン利用率0%⇒目標 令和7年度末にオンライン利用率40% (規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)に基づく基本計画)

事業期間	令和4年度～令和5年度
補助事業者	民間事業者等
補助率	定額

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期調査(検査)報告システムについて、全国で統一すべき事項の共通仕様の検討</li> <li>○ 報告内容の充実化等を通じた報告結果の高度利用案の検討</li> <li>○ 試行システムの構築による共通仕様の利便性及び報告結果の高度利用項目の妥当性や効果等の検証</li> <li>○ システムの共通仕様書案及び報告結果の高度利用案の作成</li> </ul>
------	---

# 建築BIM

---

建築生産プロセスの効率化や建築物の質の向上に資する建築BIM(建築物の設計、施工、維持管理に関する情報を一元化した3次元データ)の社会実装を加速化するため、中小事業者等が建築BIMを活用する建築プロジェクトへの支援を行うとともに、建築BIMによる建築確認を可能とする環境整備等の取組を進める。

## 建築BIM活用総合推進事業 (令和5年度 3.03億円)

⇒建築BIMの社会実装を加速化するための基盤を整備する取組に対する支援 (下図の①~③)

<補助対象 (補助率)>

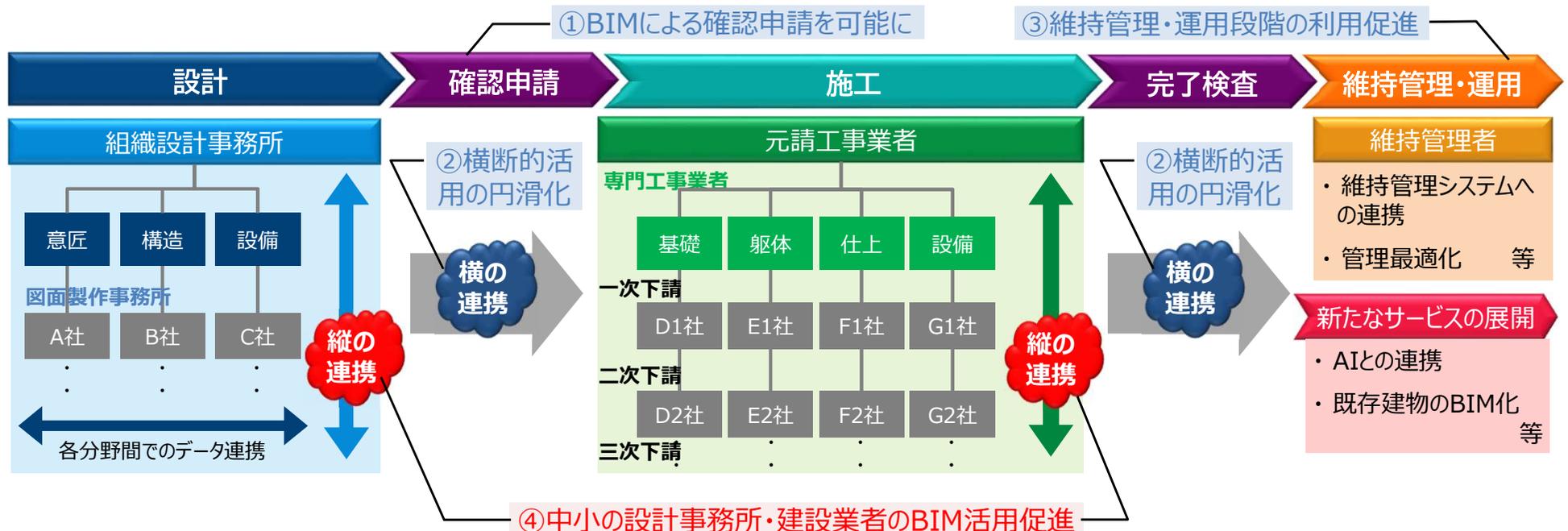
- ① 建築BIMによる建築確認の審査環境整備に資する取組 (定額)
- ② 設計・施工・維持管理間のデータ連携環境整備に資する取組 (定額)
- ③ 維持管理・運用段階の利用促進に資する取組 (定額)

## 建築BIM加速化事業 (令和4年度第二次補正 80億円)

⇒中小事業者等が建築BIMを活用する建築プロジェクトに対する支援 (下図の④)

<補助対象 (補助率)>

- ・設計費 (定額: 設計BIMモデル作成費を上限)
- ・建設工事費 (定額: 施工BIMモデル作成費を上限)  
※延床面積規模別の上限あり

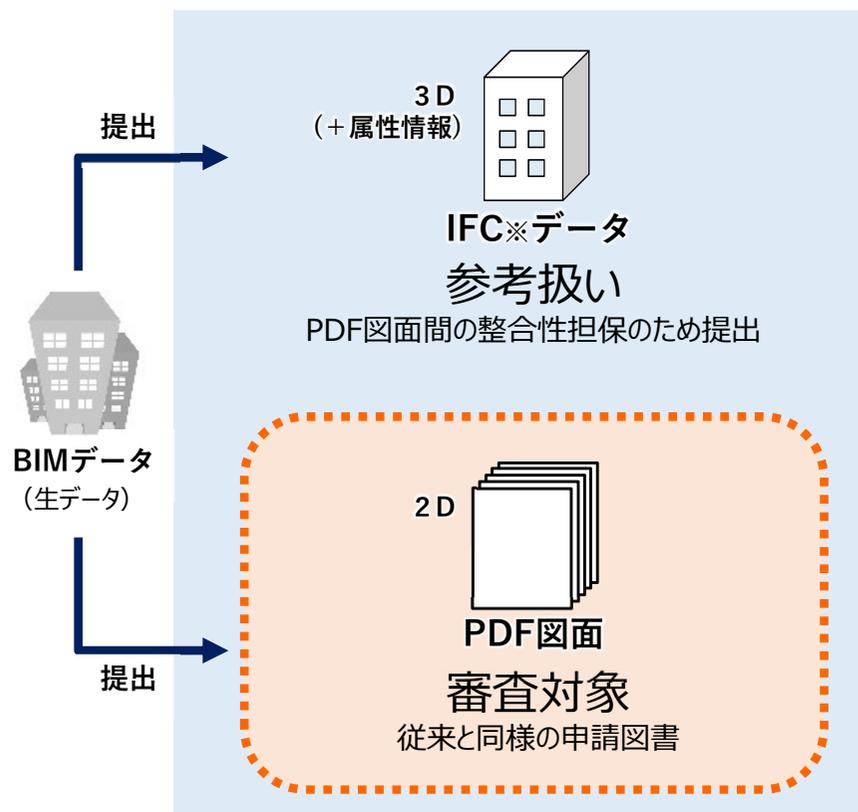


## BIM図面審査

BIMデータから出力されたIFCデータとPDF図面の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2025  
開始

2027  
全国展開



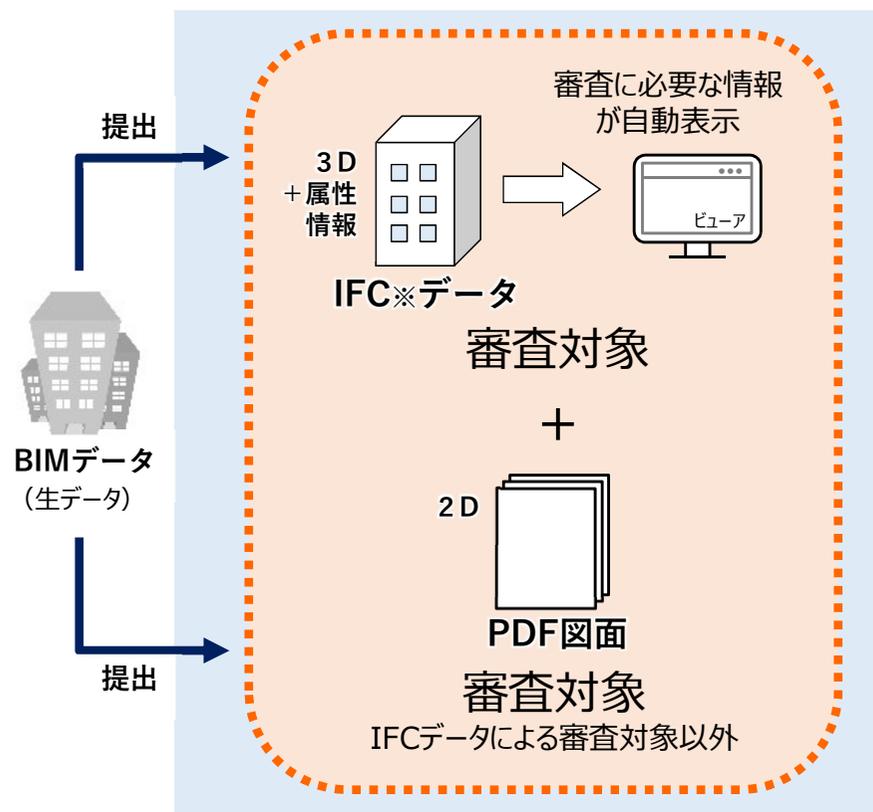
## BIMデータ審査

IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

並行して検討

将来像

IFCデータを活用した  
審査対象を順次拡大

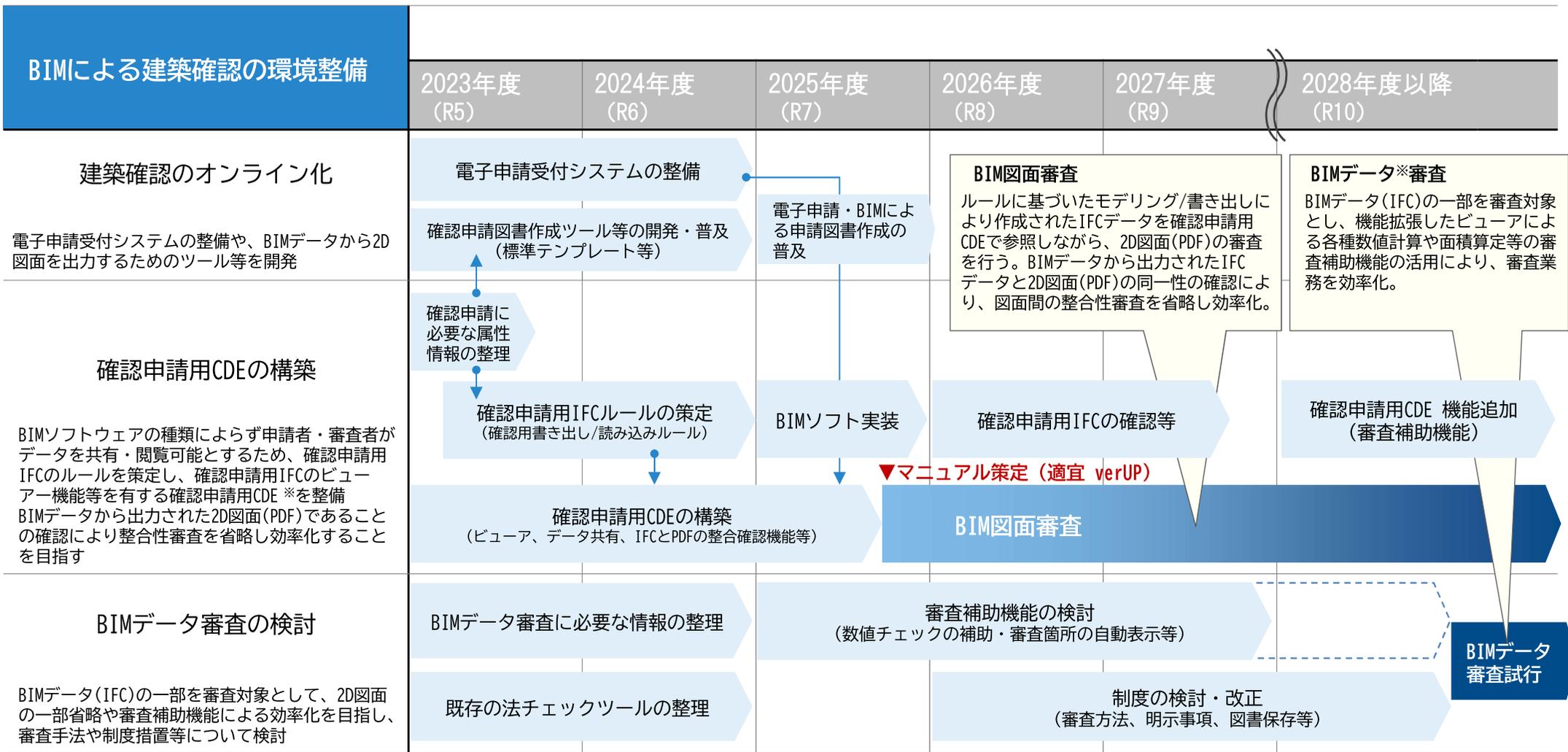


※ IFC : BIMの共通ファイルフォーマット

■ : CDE上での提出範囲    □ (dashed) : 審査対象範囲

## 1. BIMによる建築確認の環境整備

新築する建築物のほぼ全てが経る確認申請をBIMデータを用いて行うことができるようにすることで、申請・審査の効率化を図るとともに、共通化されたBIMデータやその伝達手法を社会に共有し、BIMの可能性を更に広げる。

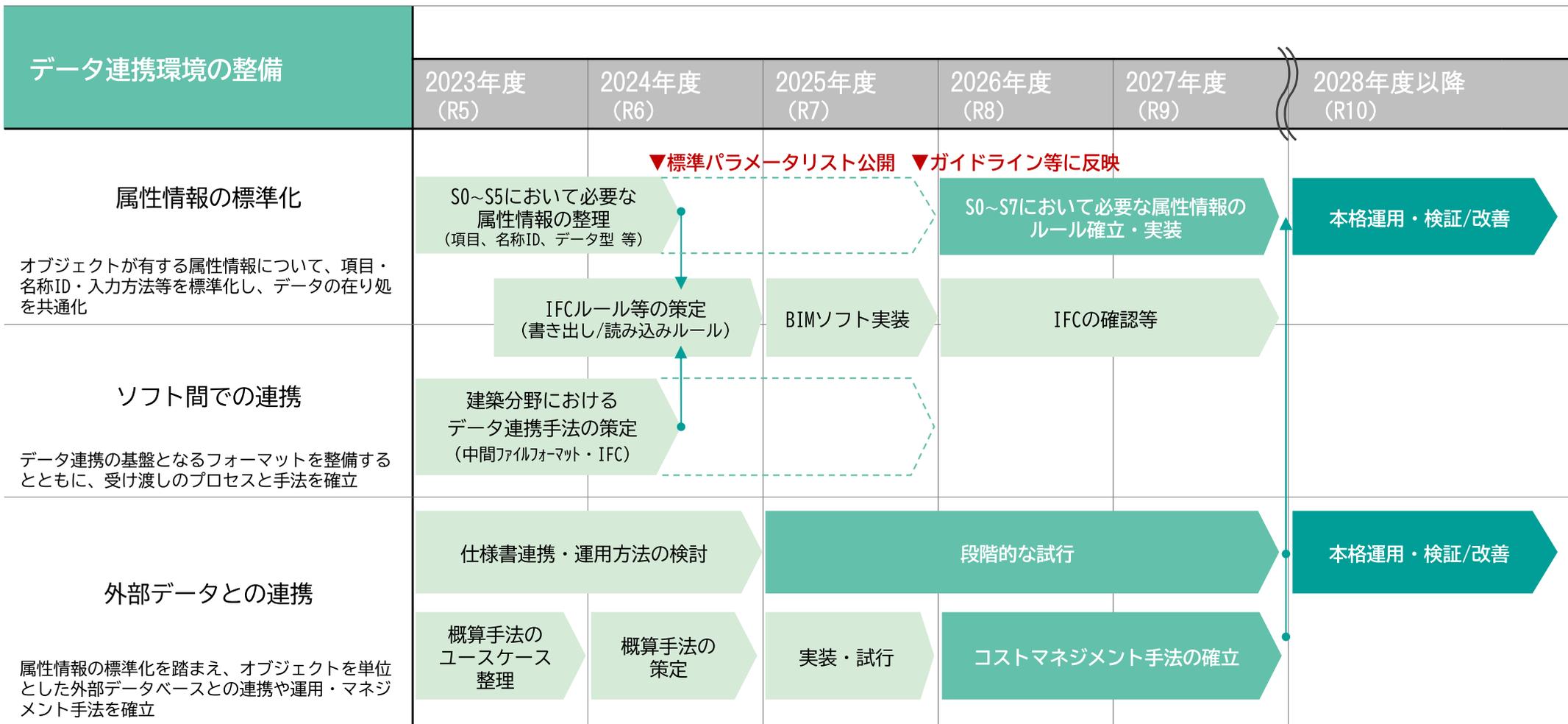


※CDE(Common Data Environment)：共通データ環境

※BIMデータ：BIM モデルに加え、BIM 上での2D による加筆も含めた全体の情報をいう。

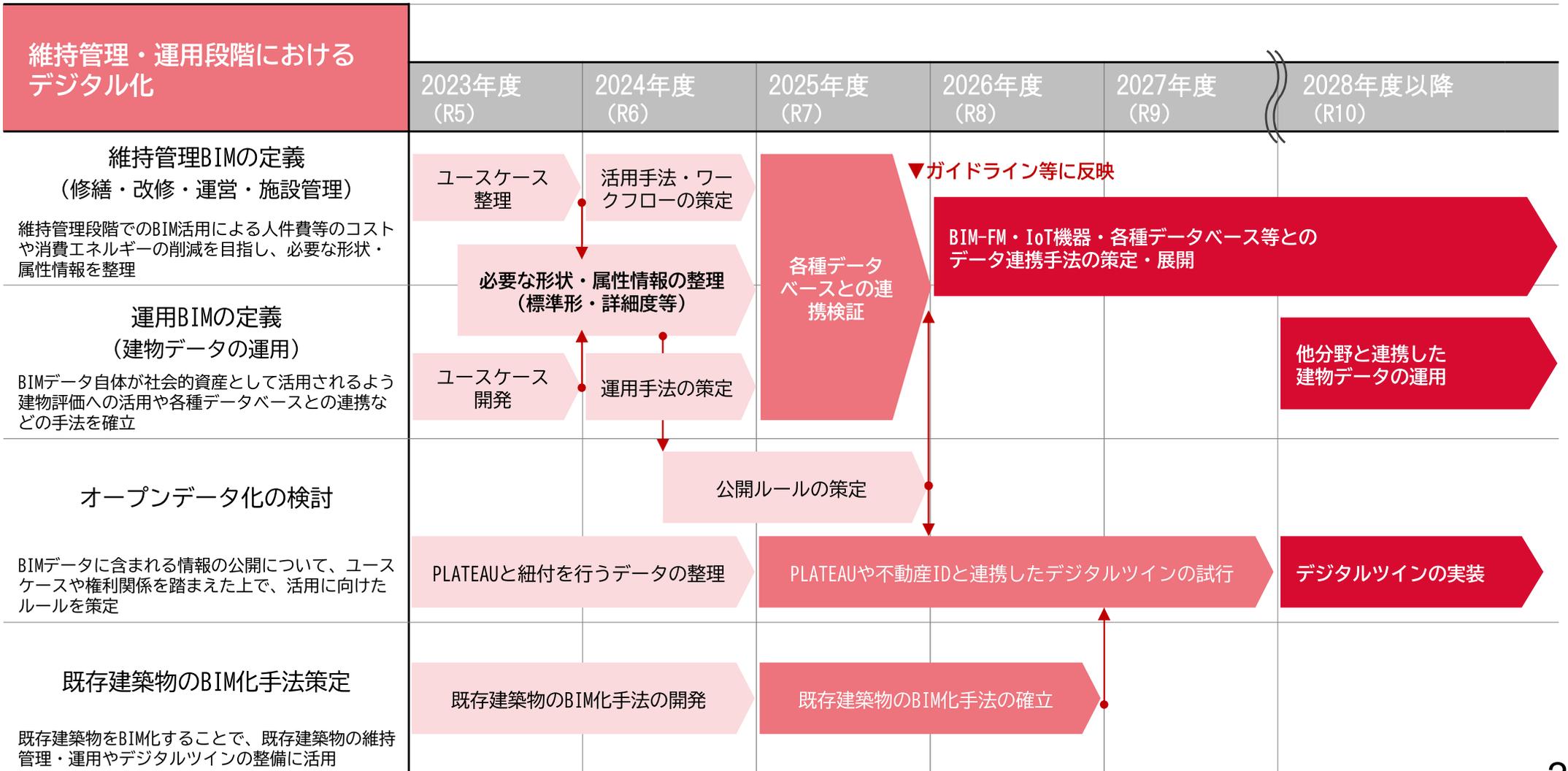
## 2. データ連携環境の整備

データ入力ルール等の整備（データの標準化）とデータの受け渡しルール等の共通化を進めることで、設計・施工・維持管理等プレイヤー間でのBIMデータの横断的活用を進め、建築分野における生産性向上を実現する。



## 3. 維持管理・運用段階におけるデジタル化

維持管理・運用手法のデジタル化の中で、BIMデータを活用することにより、新築・既存建築物の維持管理業務の効率化や、デジタルツインの実現による他分野（不動産・物流・エネルギー等）と連携した建物データの運用を可能とする。



# 建築士・建築士事務所関係のデジタル化

---

# 建築士事務所登録のオンライン化への取り組みについて

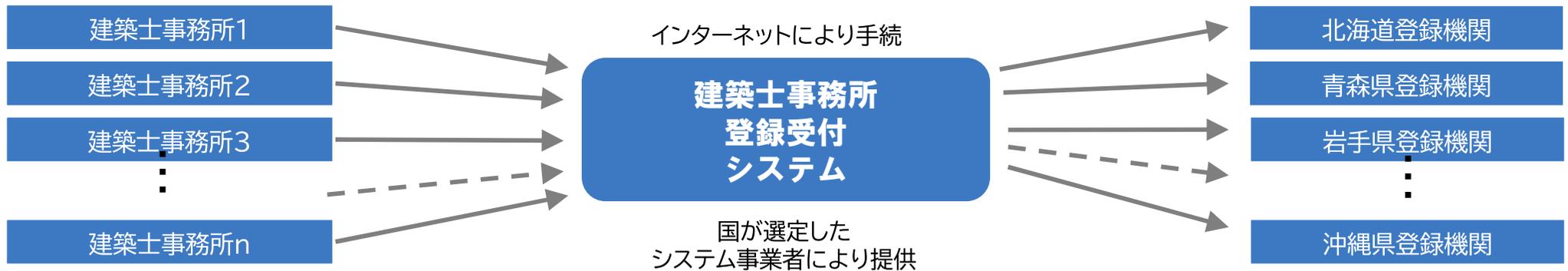
## 背景

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を行うことが決定されており、各都道府県の事務とされている建築士事務所における申請、届出等の一連の手続きにかかるオンライン化を推進している。

## システム概要

- オンライン化に係るシステムについて、国費で構築することにより、各都道府県の開発費は不要となる。
- オンライン化に伴い、指定事務所登録機関(建築士事務所協会)では、窓口対応や入力事務が低減
- システムの操作は簡単で特段のスキルは不要、万一操作に困った場合に備えて電話サポート窓口も設置

### ▼新規登録等のオンライン化イメージ



## オンライン化のメリット

### 申請者側

- インターネット環境のみでいつでもどこからでも申請が可能
- 一度登録をいただければ、新規申請～更新～廃業まで、一連の手続きがオンラインにより完結
- 不明点等はチャット機能により照会が可能になり、申請がより容易になる
- 役員や建築士のリストはCSV形式のファイルによりまとめて入力が可能のため、申請の手間を省略できる

### 審査側

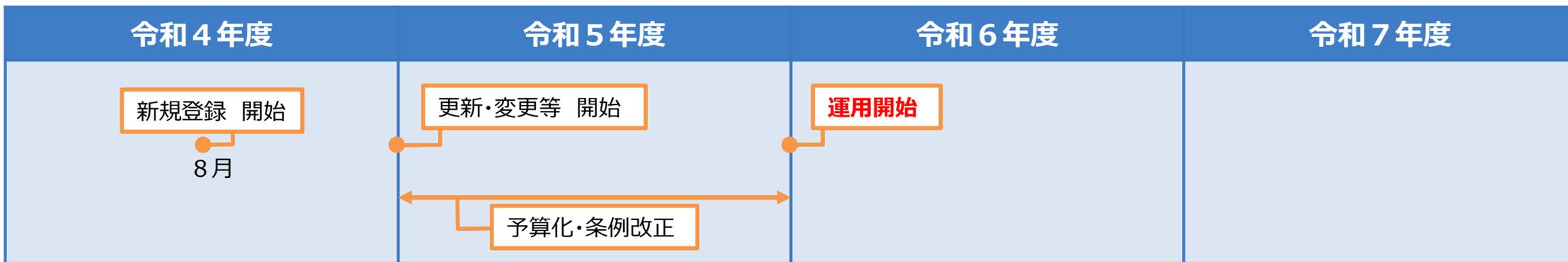
- 申請件数や未処理件数の表示により、対応漏れを防止することが可能
- 入力チェック機能により、申請者の記載ミス等が軽減され、審査が容易に
- 別途管理されている登録者情報と自動で突合することが可能になり、手間を省略できる
- 書類は一定年数システムに保存されるため、提出した、しないのトラブル防止になる

# 建築士・建築士事務所関係のデジタル化のスケジュールについて

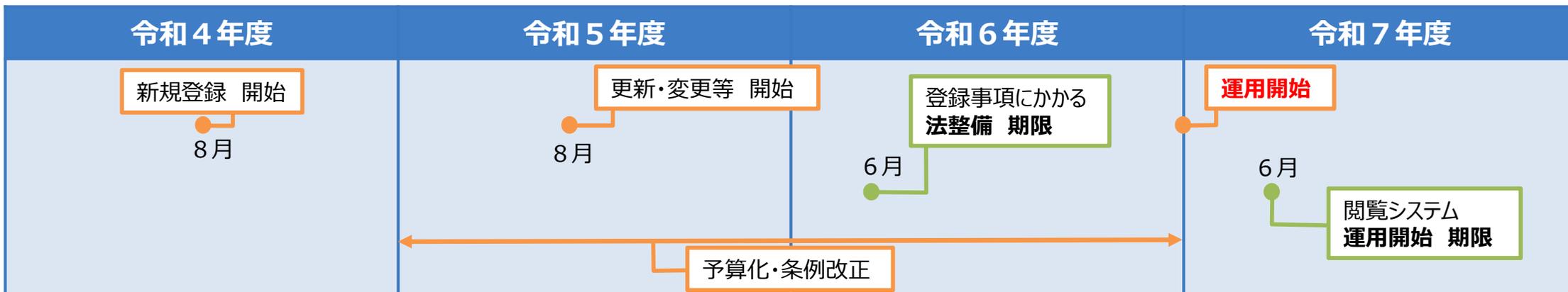
## 概要

建築士事務所登録のオンライン化について、これまで都道府県における運用開始（費用負担）は令和6年4月からと案内をしてきましたが、その時期について1年間の後倒しを行い、令和7年4月からとすることとする。  
 また、令和4年6月3日に閣議決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」により建築士名簿・建築士事務所登録簿のインターネット閲覧を行う必要があり、令和6年6月までに必要な法整備、令和7年6月までにシステムを稼働させる予定。

(これまでの案内)



(見直し後)



- : 建築士事務所登録等手続オンライン化
- : 建築士名簿・建築士事務所登録簿の閲覧オンライン化

# マイナンバー法等の一部改正法案について

---

# マイナンバー法等の一部改正法案の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

## 【改正のポイント】

### 1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。  
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
- 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。  
⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

### 2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。  
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。  
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能  
⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

### 3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。  
⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

### 4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
- 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
- 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。  
⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

### 5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。  
⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



### 6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものとして取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。  
（※1）公金受取口座は給付のみに利用。  
（※2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。  
⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化